



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第 8 0 1 号 令和 7 年 3 月 1 1 日発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【規則】

| 番 号 | 表 題                                       | 担当課名       |
|-----|-------------------------------------------|------------|
| 2   | 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則                       | 安全衛生課      |
| 3   | 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則                       | 同          |
| 4   | 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部を改正する規則              | 管財課        |
| 5   | 徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則                     | 同          |
| 6   | 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則     | 同          |
| 7   | 徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則                      | 税務課        |
| 8   | 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則 | 同          |
| 9   | 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則               | 県民ふれあい課    |
| 1 0 | 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則                       | 青少年・こども家庭課 |
| 1 1 | 徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則                  | 医療政策課      |
| 1 2 | 徳島県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則                  | 水環境整備課     |

【公布された条例等のあらまし】

● **食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第二号）**

- 一 営業許可申請書・営業届及び変更届の様式について所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第三号）**

- 一 浴槽水の水質基準について所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部を改正する規則（規則第四号）**

- 一 官報を物品の範囲から除くこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第五号）**

- 一 職員の運転免許の有効期間等の確認について、運転免許証と個人番号カードの一体化の開始に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年三月二十四日から施行することとした。

● **徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第六号）**

- 一 一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告期間の短縮措置を廃止することとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七号）**

- 一 自動車税の減免の申請書に記載する運転免許に関する事項について、運転免許証と個人番号カードの一体化の開始に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年三月二十四日から施行することとした。

● **滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則（規則第八号）**

- 一 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則は、廃止することとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第九号）**

- 一 個人情報取扱事務登録簿の様式について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第十号）**

- 一 児童自立生活援助実施申込書の様式について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則（規則第十一号）**

- 一 准看護学科の入学試験を受けようとする者のうち、徳島県立総合看護学校長が定め

る要件を満たすものについては、学科試験の全部を免除することとした。

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（規則第十二号）**

一 地方公営企業法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

## 徳島県規則第二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年徳島県規則第一百一号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の(表)及び様式第九号の(表)中「※」を「※・嘸※」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第七号及び様式第九号に相当する改正前の様式第七号及び様式第九号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

### 徳島県規則第三号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。  
第五条第一項第二号ハを次のように改める。

ハ 大腸菌は、一ミリリットル中に一個以下であること。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

#### 徳島県規則第四号

徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部を改正する規則

徳島県用度・給与集中管理特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表各課等（警察本部警務部会計課を除く。）の項中「官報」を削り、「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、同表警察本部の警務部会計課及び警察本部に所属する<sup>かい</sup>廨の項の項名を「警察本部警務部会計課及び警察本部に所属する<sup>かい</sup>廨」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

## 徳島県規則第五号

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「企画総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」を「管財課長」に改める。

第九条第四項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改める。

別表第二第十一号中「第六十三条の六」を「第六十三条の六第一項」に改める。  
様式第八号を次のように改める。

## 様式第8号（第18条関係）

(表 面)

|                                                  |                             |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
|--------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|-------|---------|-----------|---------------------|--------|-------|--|
| 決 裁 欄                                            |                             | 管 理 者                                      |       | 補 助 者   |           | 所 属 名               |        |       |  |
|                                                  |                             |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
| 交 通 事 故 原 票                                      |                             |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
| 事 故 の 種 類                                        |                             | 衝 突                                        | 転 覆   | 路外逸脱    | 転 落       | 踏 切                 | そ の 他  |       |  |
| 発 生 の 日 時 ・ 天 候                                  |                             | 年      月      日 午 <sup>前</sup> 時      分 ごろ |       |         |           |                     | 天<br>候 |       |  |
| 事 故 発 生 の 場 所                                    |                             |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
| 当<br>事<br>者                                      | 所 属<br>職 名<br>氏 名・生年月日      |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
|                                                  | 免 許 証<br>又 は<br>免 許 情 報 記 録 | 第                                          |       | 号       | 交 付 日     | 年      月      日 交 付 |        |       |  |
|                                                  |                             |                                            |       |         | 種 類       |                     |        |       |  |
|                                                  | 車                  両        | 車    種                                     |       |         | 登 録 番 号   |                     |        |       |  |
|                                                  | 運 行 用 務                     |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
| 相<br>手<br>方                                      | 住 所 ・ 職 業                   |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
|                                                  | 氏 名・生年月日                    |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
|                                                  | 免 許 証<br>又 は<br>免 許 情 報 記 録 | 第                                          |       | 号       | 交 付 日     | 年      月      日 交 付 |        |       |  |
|                                                  |                             |                                            |       |         | 種 類       |                     |        |       |  |
|                                                  | 車                  両        | 車    種                                     |       |         | 登 録 番 号   |                     |        |       |  |
|                                                  | 車 両 の 保 有 者                 |                                            |       |         |           |                     |        |       |  |
| 自 転 車 、 歩 行 者 等 の 住 所 、<br>職 業 、 氏 名 及 び 生 年 月 日 |                             | 自 転 車                                      | 歩 行 者 | 路 上 遊 戯 | そ の 他 の 人 | 物   件               | 登 校 時  | 下 校 時 |  |

## (裏 面)

|               |                      |                                                  |       |              |        |   |   |     |
|---------------|----------------------|--------------------------------------------------|-------|--------------|--------|---|---|-----|
| 被害の程度         | 当 方                  | 人的被害                                             |       |              | 全治     |   |   |     |
|               |                      | 物的被害                                             |       |              | 円      |   |   |     |
|               | 相 手 方                | 人的被害                                             |       |              | 全治     |   |   |     |
|               |                      | 物的被害                                             |       |              | 円      |   |   |     |
| 事 故 原 因       | 当 方                  |                                                  |       |              |        |   |   |     |
|               | 相 手 方                |                                                  |       |              |        |   |   |     |
| 事故発生<br>の 状 況 |                      |                                                  |       |              |        |   |   |     |
|               | 交 通 状 況              | 混雑・普通・閑散                                         | 明 暗   | 明け方・昼間・夕方・夜間 |        |   |   |     |
|               | 道 路 状 況              | 舗装（されている・されていない）<br>歩道（ある・ない）（両・片） 直線・カーブ        |       |              |        |   |   |     |
|               |                      | 平たん・坂 見通し（よい・悪い） 積雪・凍結                           |       |              |        |   |   |     |
|               | 信 号 又 は 標 識          | 信号（ある・ない） 駐・停車禁止（されている・されていない）<br>その他標識（ ）       |       |              |        |   |   |     |
|               | 速 度                  | 甲車両（ ）km/h （制限速度 km/h）<br>乙車両（ ）km/h （制限速度 km/h） |       |              |        |   |   |     |
| 事故の措置         | 車体修理の要否<br>及び程度      |                                                  |       |              |        |   |   |     |
|               | 負傷者収容場所              |                                                  |       |              |        |   |   |     |
|               | そ の 他 の 措 置          |                                                  |       |              |        |   |   |     |
| その他の参<br>考事項  | 路線名及び道路<br>の状況       | 高速自動車<br>国 道                                     | 一般国道  | 県 道          | 幅<br>員 | 車 | m | 舗 装 |
|               |                      | 市 道                                              | 町 村 道 | そ の 他        |        | 歩 | m | 非舗装 |
|               | 交 通 規 制              | 速度制限                                             | 追越禁止  | 駐車禁止         | 一時停止   |   |   |     |
|               |                      | 通行区分帯                                            | 徐 行   | 一方通行         | 警笛吹鳴   |   |   |     |
|               | 今 後 の 防 止 策<br>そ の 他 |                                                  |       |              |        |   |   |     |
|               |                      |                                                  |       |              |        |   |   |     |

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

## 徳島県規則第六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則  
徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、「特定役務」又は「一連の調達契約」を「又は「特定役務」に、「特定役務又は一連の調達契約」を「又は特定役務」に改める。

第四条第一項中「（一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係るこの条の規定による公告において、当該最初の契約以外の契約に係るこの条の規定による公告を少なくとも二十四日前に行う旨を明らかにした場合に限り、二十四日前）」を削る。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

## 徳島県規則第七号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三十二第二項第五号中「、交付年月日及び有効期限」を「及び有効期間の末日又は免許情報記録（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の番号及び有効期間の末日」に改める。

第二十五条の四第五号中「、交付年月日及び有効期限」を「及び有効期間の末日又は免許情報記録の番号及び有効期間の末日」に改める。

### 附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

## 徳島県規則第八号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第九十一号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第九号

個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号その一中「☐ 共通」を「☐ 共通」に、「☐ 県部各局・センター等・総合県民局共通」に、「☐ 国庫」を「☐ 国庫」に、「☐ 本人」を「☐ 本人」に、「取扱う」を「取り扱う」に、「☐ 職員」を「☐ 職員」に、「☐ 業務委託」を「☐ 業務委託」に、「☐ 再委託」を「☐ 再委託」に、「☐ 指定管理者」を「☐ 指定管理者」に、「☐ 約款」を「☐ 約款」に、「取り扱われる」を「取り扱われる」に、「☐ 有」を「☐ 有」に、「☐ 無」を「☐ 無」に改め、同その一の注中「様式は、」を「様式は、」に、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同様式その二中「☐ 有」を「☐ 有」に、「☐ 無」を「☐ 無」に改め、同その二の注中「様式は、」を「様式は、」に、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第二号その一及びその二に相当する改正前の様式第二号その一及びその二による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県規則第十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

様式第二十六号の三中「~~児童福祉法施行細則~~」を「~~児童福祉法施行細則~~」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第十一号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 徳島県立総合看護学校管理規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「この号において」を削り、「の卒業に係る」を「を卒業した者又は卒業することが見込まれる」に改め、同条第三項第二号中「最終学校」を「学校長が指定する中学校又は高等学校」に改める。

第七条第三項中「かわらず、」の下に「学校の」を加え、同項第一号中「学校等」を「高等学校」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、学校の准看護学科の入学試験を受けようとする者のうち、学校長が定める要件を満たすものについては、学科試験の全部を免除するものとする。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

## 徳島県規則第十二号

徳島県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

徳島県流域下水道事業財務規則（令和二年徳島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。